



丈夫な麦の作り方。

2月下旬、うしくグリーンファームの麦畑（奥原町）で麦踏みが行われました。昨年の秋冬にかけて撒いた麦が元気に

成長し、鮮やかな緑色が一面に広がっていました。

作業をしていた社員の山田耕一さん（小坂町）に麦踏みについてお話を伺いました。麦踏みは、倒伏や凍霜害を防止し、麦が丈夫に育つように1月と2月に実施するそうです。山田さんは「30年前は



人の足で直接、麦踏み作業をしていたけど、今は機械が使えるからとても楽になったよ」と話してくれました。

うしくグリーンファームは約7ヘクタールの小麦を栽培しています。6月中旬に収穫・製粉後、うどんやパンに加工して市内の小中学校や幼稚園・保育園の給食に提供しています。さまざまな場面で活躍する地場産小麦のこれからに期待が膨らみます。

問 農業政策課 ☎内線1513

消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ
【相談日】月～金曜日
（午前9時～正午／午後1時～4時）
問 牛久市消費生活センター
☎830-8802

賃貸住宅を契約するときのポイント

春は入学、就職、転勤などで新たに賃貸住宅の契約をすることが多くなる季節です。楽しく新生活がスタートできるように、契約する際には十分ご注意ください。



◆賃貸住宅の選び方

最近は物件情報をパソコンやスマートフォンから取得することが多く、間取り図や外観・部屋の状況を簡単に見ることが出来ます。しかし、物件の内部見学を行わずに契約してトラブルになる

です。借主に不利な特約があったとしても、特約は原則として有効です。契約する前によく確認することが大切です。

◆重要事項説明を受ける際に注意すること

不動産業者は、借主に対して契約を結ぶ前に必ず重要事項の説明をする義務があります。重要事項説明書は①物件の状況 ②取引条件 ③その他取引判断に重要な影響を及ぼす事項等が記載された大変重要な書類です。事前にコピーを入手し一読しておくことが大切です。なお重要事項説明の範囲は限られていますが、自分にとって重要な条件などがあれば積極的に質問し、その回答については契約書や重要事項説明書に記載してもらいましょう。

◆契約内容に納得して契約する

貸主がどのような条件で貸すか、借主がどのような条件で借りるかは、当事者間の合意で自由に定めることができます（契約自由の原則）。両者の合意された内容を書面にしたものが賃貸契約書